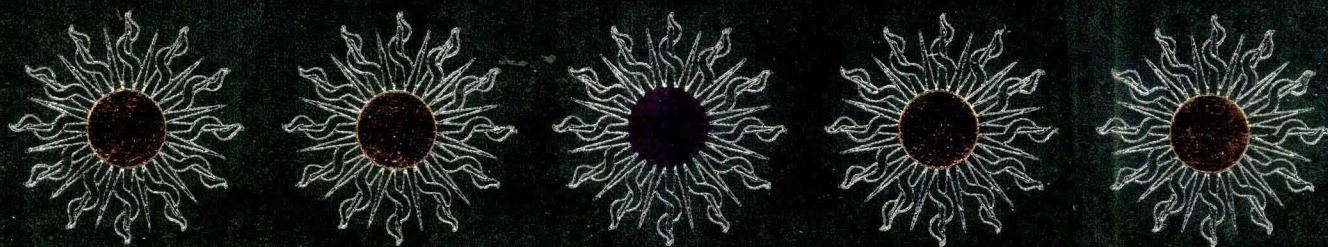

JAPONICA



7



ENCYCLOPEDIA
JAPONICA

大日本百科事典



7

SHOGAKUKAN



ENCYCLOPEDIA JAPONICA

大日本百科事典

ジャポニカ - 7

© 株式会社 小学館 1980年

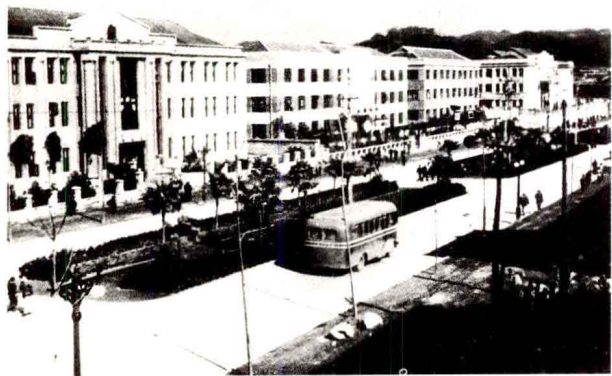
昭和43年12月20日 初版1刷発行
昭和55年5月1日 新版1刷発行

編集者兼 発行者	相賀徹夫
印刷者	澤村嘉一
発行所 株式会社	小学館
郵便番号	一〇一
東京都千代田区一ツ橋二ノ三ノ一	
電話	編集・東京 〇三―三三〇―五六二〇 製作・東京 〇三―三三〇―五三三三 販売・東京 〇三―三三〇―五七三九
振替	東京八―二〇〇番

印刷	凸版印刷株式会社
特 コ ー ト 紙 抄	王子製紙株式会社
特 ア ー ト 紙 抄	三菱製紙株式会社
特 ク ロ ス 抄	グイニツク株式会社
表紙用 特製色箔	独逸顔料工業株式会社
製本	凸版印刷株式会社

造本には十分注意しておりますが、万一、落丁・乱丁などの不良品がありましたら、おとりかえいたします。

Printed in Japan



貴陽 貴州省都雲貴高原上第二の都市。
自動車道路が発達し、省内各地に伸びている

きよ

羌 ぎょう 古代中国の西境に接していたチベット系諸部族の総称。青海（湖）・河源（河の上流）・湟河・洮河を含める地域に活躍し、とくに漢代に著名である。五胡十六国のうち、後秦は羌人の建てたものだが、そのころ青海地方の本地は吐谷渾国の支配にはいつた。青海地方は山中にもかかわらず交通の要衝で、モンゴル・タリム盆地・チベットなどと華北や蜀（四川省）を結んでいたから、吐谷渾はそれを利用して東西貿易に発展の道を求めたが、それ以前の羌人にもその傾向が強い。そのために前一世紀から三〇〇年にわたり、甘肅の東西交通路をめぐる漢朝と羌との激争がくりかえされ、王莽のときには青海地方に西海郡が置かれたことがある。当時の羌人は河谷に多少の麦作を示したほか、多くは高地での遊牧に従事していた。（松田寿男）

経 きょう パーリ語スッタ sutta または梵語スートラ sūtra の訳語で、修多羅と音写する。仏教で聖典をいう。経の原義は「たてい」とで、花が糸で貫かれ、花の首飾りができるように、金言が貫き収められているからこの称がある。バラモン教の用語を仏教で採用したものであり、広汎の意味の変化がある。（1）仏所説・如来所説の法を文学の形式・内容によって分類した九分教・十二分教の形式。仏教最古の経で、簡潔な散文の形にまとめられたもの。これに修行僧が守るべき規則、すなわち律の簡条書きと、仏陀説法の内容を記したものの（法）とがある。（2）単独の一聖典としての経。形式・内容・長さもさまさまで、散文もあれば韻文もある。仏陀の説いた教えや、言行録をまとめたものでも多く、独立した聖典としての体裁をもつ。（3）経・律・論の三蔵の一つ。この意味での経（経蔵）は、（2）の段階の経を集大成したもので、もとは阿含または阿含経ともいう。阿含（アーガマ āgama）とは「伝承された聖典」の意で、四阿含または五阿含に分かれる。すなわち長い経典を集めた「長阿含」、中位の長さの経典を集めた「中阿含」、短い経典を集めて内容的に分類した「雜阿含」、四諦とか八正道とか、教理の数法数に注目して分類した「増一阿含」と、この四阿含に漏れた経典を集めた第五阿含たる「雜藏」とである。これを南方パーリ語の所伝で見ると、分類名にニカーヤ Nikāya（部）を用い、五部とする。すなわち「長部」には『梵網経』『沙阿果経』『涅槃経』など三四経を含み、「中部」には『根本法門経』にはじまる一五二経、「相应部」は二八七五経あるといわれ、「増支部」は二一九八経と数えられる。第五の部である「小部」は、『法句経』『本生経』など一五経から成る。もともとインド仏教で経蔵といえは、この阿含経のことであった。実際に仏陀の説いた言葉が基礎として、のちにまとめられたものが多いが、中国・日本の伝統的仏教では大乗の経典を尊重して、阿含経は不当にもあまり高く評価されなかった。（4）仏教聖典の総称。後世大乗の経典が成立し、『般若経』『法華経』『華嚴経』、浄土経典など、初期・中期の大乗

経典をはじめ、後期の『大日経』『金剛頂経』の経典に至るまで、経と称されるに至った。さらに中国では、中国で製作された聖典までを含めて大蔵経とか一切経とか称する。日本では、日本の各宗の典籍までもこのなかに含める。一三蔵

橋 きょう 脳幹の中脳と延髄の間にある部分で、小脳とともに後脳を形成する。後脳の腹側部で著明に隆起し、哺乳類では明らかに延髄と区別できる。橋の背側は第四脳室の底部にあたり、菱形窩という。この天井が小脳になる。橋を腹側からなると、左右の小脳半球を橋のように連結しているため、この名がある。橋の表面には横走するしわがあるが、これは左右の小脳半球にいく神経線維束である。橋の背側部には脳神経の起始核があり、中央部からは三叉神経、後縁から外転神経・顔面神経・内耳（前庭）神経である。内部構造は背側の橋背部と腹側の橋底部の二つに分けられる。橋背部は系統発生の古い部分で、下等動物と高等動物を問わず、いずれもほぼ同様の構造をもち、知覚性・運動性の基礎的な伝導路や神経細胞の集団がある。橋底部は新しい部分で、大脳皮質の発達に伴い生じた部分であり、高等動物ほど発達している。大脳皮質からの下行性伝導路およびこれと接続して反対側の小脳皮質を連絡する神経細胞群（橋核）と横走する神経線維群からなる。↓橋

貴陽 きょう コイアン 中国西南部の貴州省の省都。省の中央部の周開を山にかこまれた盆地に位置し、全省の行政・経済・文化の中心地。人口五〇余万。雲貴高原上第二の大都市である。もとは地方商業の中心にすぎなかったが、解放後、製鋼・電機、綿紡織・アルミニウム・セメント・ガラスなどの工業が急速に発展した。自動車道路は貴陽から全省に放射状に伸び、また川・黔・黔桂両鉄道が完成したので、北は重慶・成都を経て北京に、南は桂林に鉄道が通じ、他地域との連絡もいちじるしく便利になった。（河野通博）

堯 きょう 中国の伝説上の聖天子。堯を継いだ舜とあわせて堯舜の治といえ、旧中国ではもともと理想的な天子像とされてきた。堯の事績は『史記』五帝本紀に、五帝の一人

として記述されているが、春秋戦国時代の儒家思想によって過度に修飾されており、実在性に乏しい。『史記』によれば、堯の名は放勳といひ、五帝の一人である帝舜の子で、生まれてからして聡明で、帝位につくや義和らに命じて暦法を定め、民間にあって孝行の評判高かった舜を登用して、自分の娘二人を彼にめあわせ、舜に命じて天下の政治を摂政せしめた。堯の死後、舜は堯の子丹朱に位を譲ろうとしたが、諸侯たちに推戴されて舜が帝位を継ぐことになったという。（小倉芳彦）

司馬遷著・小竹文夫・小竹武夫訳『史記』「五帝本紀」（元三・筑摩書房）

鄴 きょう イエ 中国河北省臨漳県の南西二〇の地点にあった古代都市。春秋時代に齊の桓公が築城して以後要衝となった。二二一年魏が鄴都を置き、その後三三五年後趙がここに遷都、つづいて三五七年には前燕の都となった。前燕滅亡後はしばらく國都の地位を失ったが、北魏分裂後は東魏（西魏）・北齊（北周）の國都となった。以後しだいに衰え、この地方の中心は南方の安陽に移った。この鄴都跡と安陽の東二五の鄴県は別地である。（森鹿三）

偽葉 きょう 植物の葉の主要部分は、ふつう葉身であるが、ある植物では葉身が発達しないで、葉柄が扁平となって葉と同じような機能をいとむ。これを偽葉あるいは假葉という。マメ科のアカシア属に多くみられ、ソウシジュや、いけ花材料としてしばしば店頭に見かけるサンカバノアカシアなどはそのよい例である。これらの種類では、芽ばえの時代には、はじめのいく枚かの葉はこの属の他の種類と同じような羽状複葉であるが、やがて葉柄が縦に扁平となり、葉身が退化して偽葉に移り変わる道すじを、はっきりと知ることができる。偽葉は、カタバミ属にもその例が知られている。（宜理俊彦）

擬蛹 きょう 高等な昆虫類の中で後期発生の間に変態をおこなうものの終齢幼虫のことをいい、また半蛹ともよぶ。この時期の幼虫は体が太短くなり不活動性で、蛹に似ているのでこの名があるが、さらに脱皮して真の蛹になる。これら昆虫の幼虫は齡ごとに体形が変化する。↓変態

（中根猛彦）

教案

国伝来によって生じた事件をさすが、狹義には一九世紀後半に中国で発生した義和団事件を頂点とする反キリスト教の各種の事件をいう。後者の場合は仇教運動とも呼ばれる。反教運動の性格についてはさまざまな説があるが、時代によって異なる。当初は異国の宗教に対する単純な嫌悪の情から出た暴行・暴動が多かったが、のちに反教運動の枠を越えて排外運動の一表現となった。《矢沢利彦》

教育 きょういく 教育という文字は『孟子』のなかに「天下の英才を得てこれを教育する」とあるところから出ているが、日本では江戸時代からこの文字が用いられている。文字の構成から解釈すると「教」という字は手に鞭をもつて子どもに働きかけることであり、「育」は生まれた子どもを肉づけることであり、英語では education という文字を用いているが、フランス語でもドイツ語でも同じラテン語の educatio からとった文字を用いている。これは引き出すという意味と動植物や人間を育てあげるという意味とをもっているという。

〔解釈〕教育は、人間に対する愛から出発して、対象とする人間に働きを及ぼし、これを価値ある姿に成長せよとする社会機能である。教育は人間の社会に本来そなわっている根本機能の一つであるので、およそ社会生活があるところには教育機能が成立している。したがって教育は人間が生活を始めたときから今日までおこなわれてきている働きで、今後もつねに社会の中に成立すると解釈している。今日では教育という多様な社会生活の機能の中で、学校が大きな力をもつてすべての青少年を育てている。それでは一般には教育とは教師が学校という整備された機関で計画を立てて生徒を教えることと解釈されている。しかし学校が設けられたのは人間の生活の長い歴史からみると新しいことであり、すべての国民が学校教育を受けるようになったのは、最近一〇〇年ほどの間のことである。学校がなかった時代、また学校が設けられていても一部の人々の子弟がこの教育機関で学業をつんでいた時代には、多くの青少年は学校によらない教育を受けていた。このように

教育を解釈すると、いかに学校が普及した時代になっても学校以外の家庭や地域社会や職場などがある。そこに生活する人間を教育してきているのである。このように広く教育を生活の全面にひろげて解釈しないと、どのようにして人間が成長してきて、どのような教育の働きをお互いに及ぼしているかは明らかにすることはできない。

教育は社会生活に本来そなわっている機能であるため、社会生活が進展するとともに変化してきた。いかなる時代にも同じ形の教育がおこなわれていたとはみられない。教育は人間を望まれているものに育てあげる機能であるということは同じであって、教育が成立している社会によって異なるものがある。教育は発展して現代の形となり、将来に向かってつねに新しいものとなる。また教育は社会生活が場所によって異なっているので各国の教育に特色があり、国内でも地方によってさまざまである。各国の教育制度やその下で運営されている教育の実践は異なるものがある。で、現在解決しようとする問題にもそれぞれに特異な方法が要望されている。各国ともに国内では統一された学校制度や社会教育機関を設けているが、農山村と大都會、大都會の中でも住宅地域と商工業地域とは、それぞれに特色のある教育がおこなわれている。このように教育は時代と場所によって形づくられているとともに、つねに改善されて進歩していると解釈される。

〔基本構造〕教育を広く解釈して、学校以外の家庭や職場や地域社会が、人間を育てていると解釈するならば、さまざまな教育事実があって、これを教育という語で簡単に考えることはできない。この複雑な形をとった多様な教育の性格を明らかにするために、それらの基本となっている構造を明らかにし、それらの組み合っている教育の実態を説明しなければならぬ。第一の構造は教育者が教材を用意して相手に教授する形の教養である。これは学校の教室において主としてみられる教育の基本構造であって、このような教育は定まった場所と計画を立ててある期間にわたっておこなわれている。家庭では両親や兄弟が子どもや弟妹に教えたり、職場では先輩が

新しく就職した者に仕事の基本を教授したりしている。このような教育の基本構造は教育の実践として、そのほかに成立していて、わかりやすい教育の基本的構造である。第二の構造は教育を受ける者が自分でみずからを啓蒙できるようにさまざまな教育内容を用意しておく形の教育である。何かを相手に教授するのはなく、図書や映画や放送などを教育的に編成して、これを青少年に供給すれば、それらを用いて各自が自己教育をして成長する。教育者はその背後にあって、教育的配慮をして、青少年に教育の媒介となつて力発のために用いられるように期待するのである。学校の形をとらない社会教育の活動などには、このような基本構造が多く現われている。第三は人間と人間との結びつきが直接に人間をお互いにつくりあっている働きである。これは教育機関においてもみられるが、それ以外の社会生活の中において人間を育てる働きとなっている。教育者は何も授けようとしないうちに、自己啓発のための内容を提供することもしない。しかし教育される者によって人間との結びつきの中に入れるかについて教育的な意図をもって働きかける。これらの教育的の基本構造があつて、それらが結びあつて教育の実現が成立している。

〔教育の場面〕これらの三つの教育の基本となる構造がどのように結びあうかによって、それぞれに特色のある教育の場面がつくりあげられている。その場合にこれらの基本となっている構造のいずれを主としているかで、教育の場面の性格が定められる。教育の場面としては青少年教育を目標として教育のために施設されている学校が設けられ、近代社会ではこの場面に教育を集中している。学校においては教師が生徒や学生に授業をおこなっているが、これは教材を用いて知識や技術を授ける教育活動であり、学校での時間は大部分これにあてられている。学校とならんで家庭が教育の場面として重要であるとみられている。同じく青少年に対して家庭も教育の責任をもっているが、学校とは性格がまったく異なっている。両親や兄弟姉妹が一つの家庭をつくって、ともに励ましあつて生活を立

ていているが、学校のような授業はおこなわれていない。ここで教育上重要な働きは、家庭生活における人間関係を通してなされている組織化されない教育活動である。また家庭内には幼児の保育に必要な教育のための用具があり、青少年のためにはさまざまな教養のための図書や遊具などがあつて、これを自由に使うことによって健全に成長するように配慮されている。家庭はすべての人が生涯を通じて人間関係を結んでいる生活の場面で、ここに成立する家庭教育から離れることはできない。

学校と家庭のほかに社会生活の中において教育の機能を果たしている場面は社会教育と職場と地域社会である。社会教育は一般の社会人を教育する意図をもってつくりあげられている施設や団体などによっておこなわれている。公民館・図書館・博物館などは、一般の人々が利用して教養を高めるように要望されて設けられている施設で、学校とは異なった組織的な教育の場面となっている。ここでは互いに集まって話しあつたり、図書を読んだり、陳列品を見たり、技術の伝習を受けたたり、講演を聞いたりする活動が主となった教育の場面であつて、教師が授業するような場面とはまったく異なっている。職場は教育を主たる目的として成立しているのではないが、職場にはそれぞれ職業についての知識や技術を職場人に習得させる働きがある。このために先輩は新しく職場にはいってきただけに、仕事を進めるために欠くことのできない諸事を教えている。また職場には職業人の特有な人間関係がつくりだされていて、職場の気風をつくりあげ、その職場にはいつてきた人々を同化するようにしている。このような職場での人間教育も職場人にとっては重要で、学校や家庭とは異なつた教育の場面となっている。また、このような学校・家庭・職場は地域社会に成立しているが、地域社会そのものも、そこにある教育機関や職場をとりまいて教育の場面となっている。これは地域社会の人間関係が主として地域人を育成しているものであつて、別に教育施設を用いることもない。農村社会に住む人々は農業人をつくり、商業地域では商業人を形成している。このよ

うに教育活動が成立している場面はそれぞれに特質をもっているが、人間はこれらの場面の中にはいて生活し、それによって多様な教育を受けている。どこでどのように人間が教育されているかは、場面からみても簡単に説明できない。また一つの場面の中においても、さまざまな基本となる構造が組み合っているもので、それらについての精細な分析を重ねないと人間教育の実体をきわめることはできない。

〔実践の形〕このように複雑な人間教育は社会のうちに、それぞれの場面で実践として展開されている。これらの実践のうち社会に重要な力をもつ教育活動については、教会や私人またはその団体がこれを編成したり、運営したりする権能をもってきた。近代国家が成立してからは、国が国民を教育する権能をもつようになり、とくに学校を施設したり、これを運営するために制度を設けることとなった。日本では明治維新後になって学校その他の教育施設の制度化をおこなうようになった。国として学校の体系が制度化され、その設置や活動のために公経費を用いることを定め、教育の実践が国家の手で計画的におこなわれるようになる。このような公教育制度は、国民全体に対して教育の機会をもたせ、国家の発展のために必要とする人材を育てあげる国民教育制度となっている。最近では学校だけではなく、社会教育も制度化する政策がとられてきて、その一部が国の制度として運営されることになってきている。このようにして教育のうちで主要な活動を展開している場面は、制度としてその実践が進められている。しかし社会において教育の機能を果たしているものがすべて制度化されているのではない。家庭や職場のもっている教育の機能はこれを制度化することはできない。地域社会をつくっている人々が相互に教育しあっている活動は、それが人間関係を通してのものであるために、国の教育制度として実践を編成することはできない。このようにみるならば、近代社会の中で制度化されて実践がなされている教育の分野は、限られた一部であって、依然として制度化されない教育活動が多くみられる。

〔教育の歴史〕原始時代には教育のための施設はできていなかった。ただ日常生活の中において、生活に必要なきざりでの知識や技術が授けられ、生活の態度が形成されていた。このような時代に一般の人々の上に立って統率する力をもっていたのは神を祭る人であった。これら神の祭祀にあたるものは一般人のもっていない高度な知識や祭祀の方法を次の世代に伝えるために、子弟に対して組織をもった教育を計画的におこなうようになる。し

だいに生活が向上すると、武力を備えた人々が他の地域の集団を征服して古代国家をつくる。上層の人々は政治的にも経済的にも力をもち、生活も高い水準にのぼり、子弟に対しては高度な知識や技術を習得させることとなり、学習のために必要な施設もつくるようになる。古代の組織的な教育を施す学校は、この時代から設けられて発展する。古代ギリシアにおいては、高い社会的地位にあった自由民が、その子弟に学校を設けて文化的教育をおこなった。芸術と体育によって調和的発達を目的を達するための教育をおこなったが、プラトンのアカデメイアは高い水準の学問を授ける機関となっていた。ローマにおいても六歳から子どもを教育する目的で基礎学校が設けられ、その上に文法学校や修辞学校が開かれていたが、これらはすべて貴族の子弟のための教育で、当時は一般の人々はこのような学校を利用することができなかった。

日本には長い古代の生活があったが、朝鮮との交通が多くなって、しだいに開明に向かった。文字が伝えられ、論語・千字文のような中国古典が紹介され、これらを皇族や高い官位にあったものの子弟が学習するようになった。このため博士をもつて教授にあたらせ、上層社会の子弟のための学校が開設された。これが奈良時代にはいつてしだいに発展し、都に大学、地方の国府所在地には国学を設け、貴族子弟の教育がこれから学校の形をもつて発達した。

中世になると宗教と軍備の時代となり、ヨーロッパではキリスト教会と騎士の教育が成立して、これが中世教育の特色となった。日本においては武家が登場して武技の教育を武士集団の中でおこなったが、他方、仏教寺院

との深い関係から、組織化された文の教育を寺院でおこなった。政治上の勢力をもつていた武士は寺院を経営し、その子弟を寺院に入れたて、数年の修行をさせた。仏教の教典によって精神教育がなされ、武技や芸能も授けられた。この教育によって神仏を崇敬する生活が終生続けられた。このようにして教典を基礎とした教育によって中世の上層社会を築いていた。当時は学問も教育も東西ともに寺院の権能によって展開していた。

近世社会は中世の宗教支配から離れて古代の文化を復興して、自我の自覚による新しい学問と教育とを展開する。合理的知識によって、自然と人間を再発見したが、これらの知識は古典を基礎とするので、学校を設けてそれらの知識とその探究の方法を教授した。一八世紀にかけての近世の学校教育はこのようにして発展した。日本においては室町時代の終りごろから儒学と詩文学を授ける学校が仏教寺院のほかには設けられるようになった。これらが江戸時代の幕府学校や諸藩の学校を成立させ、それらは仏教教学から離れて経史詩文学を授ける近世的性格の教育機関として発達した。また庶民のための寺子屋も各地に設けられるようになる。一八世紀にはいって、ヨーロッパの学校は国家の制度として整えられ、一九世紀には多くの国において学校体系が整えられ、公教育制度として運営されるようになる。初等・中等・高等に分かれて学校の体制がつくりあげられるが、一般民衆は初等教育の学校を利用し、指導層の子弟は中等学校から高等教育機関へ進むことができて高い教養を重ね、社会の上層に立つ資格をもつ。資本主義社会においては、これらの学校体系が拡充され、国によつては教育を施す機関が労働者層と指導層とを区別するような傾向をもつてありだした。学校の複線方式はこの考え方がありとどこに成立している。

社会主義社会においては、学校の社会階層による分離を改め、すべてのものに学校その他の教育施設が開放されて、これを高度に利用する。労働に従事する人々に豊かな教育の機会が用意されるようにとくに考えて施策する。生産の技術を重視するため、学校においても技術による人間教育の方法を立てること

を試みて、総合された技術的人間の形成につとめ、新しい教育の方式を立てようとする。学校をすべての青少年に広くその門戸を開くばかりでなく、労働と学校とを組み合わせる方法を考える。一四、五歳で一度労働について生産者の中はいり、そこから上級の学校で高度な知識技術を習得するものを選びだす方法をくふうしている国もある。あるいは労働に従事している青年に大学教育の機会を優先して与えることも施策の一つとなっている。

しかし社会主義社会の現状では、独自の教育の体系を立てることと、その実践を進展させることは、これを今後に求めなければならぬとみられている。↓教育制度 《海後宗臣》
教育委員会 きょういくいんかい 地方自治法 第一八五条の五の規定にもとづいて、地方公共団体に置かれる行政委員会の一つで、その設置する学校（大学を除く）その他の教育機関を管理し、その学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱いに関する事務をおこない、ならびに社会教育その他の教育、学術および文化に関する事務を管理し執行するいわゆる地方教育行政機関である。

日本においては「アメリカ教育使節団の報告」によって、一九四八年（昭和二三）に公布された「教育委員会法」によって、都道府県および市町村に逐次置かれた。しかしその後、この制度をめぐる幾多の問題が提起されたので、五六年（昭和三一）にこの法律が廃止され、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され、地方教育行政制度が大幅に改革された。これに伴って教育委員会制度も全面的に改革されて現在に至っている。

教育委員会制度は、明治初年以來確立されてきた日本の教育行政の特質である中央集権的・官僚統制的ないき方を正して、その地方分権化、民主化を期して成立したものであつて、その範をアメリカ合衆国のボールドウィン教育委員会（Board of Education）にとつたものである。その委員は地方住民のうちから選任され、その合議によって地方教育行政をおこなうのであるが、委員は教育行政についてはしろうとであるから、その職務をおこなうに当たっては、教育行政の専門家である教育長が助言することになっている。

日本の現行制度においては、教育委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が任命することになっているが、これは任命制に、また市町村の教育委員会の教育長を委員の一人が兼任することになっているが、これは専任制にそれぞれ改められるべきである。なおその設置単位については、小規模の町村に置くことが問題とされている。↓教育長（中島太郎）

教育映画 きょういくえいが 学校・社会・産業の教育目的に教材として製作された狭義のもの、官公庁の企画した広報映画、企業・団体がPRを目的とした映画でも、教育に利用できるものは、ひろく教育映画という。*文化映画・科学映画・記録映画・アニメーション映画など内容・対象・形式にかかわらず、ひろく映画の機能を教育的に利用するものを包括した呼称。日本では年間約一〇〇〇本ぐらい製作されている。

一八九七年（明治三〇）ごろ、映画が日本に輸入された当時から、娯楽とともに報道・教化の面で映画は関心をあつめた。大正時代には輸入の教育映画にあきたらず、日本でも教育映画の製作がおこなわれ、大正の末期から昭和にかけて、一六^リ無声映写機の普及とともに、興行映画とは別に教育映画の製作は体系化され、全国的な学校上映組織が確立された。一方、映画館でドイツの「ウーファ」の文化映画に刺激され、『ある日の干潟』などの文化映画が製作された。一九三九年（昭和十四）映画法制定によって、製作者は統合され、戦意高揚に協力。第二次世界大戦終了とともに、映画法が廃止され、教育改革によって教育映画の新分野を開く運動をはじめた。産業の復興とともにPR映画の製作が盛になり、文部省の教育映画等分科審議会が教育価値に重点をおいて教育映画の選定をおこない、年間約四二〇本が選ばれ、学校教育・社会教育の分野で利用されている。

【教材映画】 学校教育のカリキュラムに含ませて製作される映画。第二次世界大戦前は教科書の内容を理解させる補助手段として使われ、戦後は視聴覚教材として位置づけられた。『社会科教材映画大系』『新日本地理映画大系』はその代表的なもの。社会教育の分野でも婦人学級・市民講座などの小集団学習に

教材として製作されるものも多い。また会社や工場の社員教育用にも製作されているが、これは（企業内）訓練映画とよばれている。↓映画教育

教育学 きょういくがく 教育という社会の機能を対象とし、近代科学の方法をもって研究し、その成果を体系としてまとめたもの。

【成立・発達】 日本最初の教育学書は伊沢修二著『教育学』で、一八八二年（明治一五）に出版された。これは、アメリカでおこなわれていた教育の心理学的研究を移入したものである。八七年になって、ドイツの教育学研究が日本に紹介されたが、これはヘルバルト学派のものであった。ヨーロッパの教育学は一九世紀の初めに、ヘルバルトが体系つけた「科学としての教育学」の研究がその最初であった。これは教育についての思弁的な研究であつたが、これから後ドイツには教育哲学や教育思想についての多くの研究が進められ、それらは日本の教育学研究に強い影響を与えた。日本では、明治時代の終りごろから欧米における教育の実証的研究が紹介され、実験教育学という新しい教育学の分野が開拓された。最初は実験心理学を基礎とするものであったが、教育社会学的研究が始められ、教育調査や児童の知能・学力の検査などもおこなわれるようになった。このようにして教育学の研究が発達し、教育学の分野が思弁的・哲学的なものと事実的・実証的なものと、この二つの方向に進められる時代となった。他方にはこれらの教育学とは別に、教育の社会性や歴史性に注目する学者や、教育の分野を学校だけではなく、人間形成の全体に拡大する考え方での教育の研究をする学者も現われた。それらの学者の中には、このような広い立場からの教育の近代科学的研究を、教育科学と称して、新しい教育学の研究を進めようとするものもみられるようになった。

【専門化】 教育学は一般に教育原理の学問であると考えられていたで、基本原理を研究することに主力が注がれていた。最近における諸科学の発達はいずれも専門化する方向をとり、近代科学としての分化がみられる時代となった。それらの傾向によって教育学もまた専門分化された学問を成立させることとな

る。そしてこれらの諸分野でおこなわれている研究は旧来の教育学とは異なるものとなり、単に教育学として総称できなくなっている。教育の思想や基本原理を思弁的に研究する教育哲学、教育の基礎的研究をする教育心理学、身体的基礎的研究をする教育生理学、教育の社会性を研究する教育社会学、これらは教育の基礎的研究をおこなう近代科学として発展している。また教育の歴史性を研究する教育史学も発達して、多くの史料を集めて実証的研究を進めることができるようになっていく。現在の教育事業についての研究としては、学校を対象として教育内容や方法についての科学的研究をおこなうものがあり、学校の経営については学校経営学の研究があり、社会教育については社会教育学も成立し、学校以外の広い教育の分野についても研究を進めている。教育政策や行政については教育行政学があり、教育の経済については教育財政学や教育的経済学も成立するようになった。このように従前は単に教育学と称していた一つの学問は、これらの専門化の進行とともに、科学としての様相を改変することとなってきた。

【課題】 このように教育の諸分野に専門化された研究がおこなわれるようになった今日、教育学あるいは教育科学は、これらの専門研究の成果を総称したものとってきた。したがってある学者の教育学説が教育学であるとするのではなく、多くの教育についての科学的研究を相互に結び合わせ、総合された研究を重ねなければならなくなっている。今日では教育のどのような問題を研究するにあつても各専門化した教育学の諸研究の成果を基礎とし、教育をさらに発展させる課題の設定とその研究とが必須となつてきている。また教育は単なる思想ではなく、つねに実践が研究の対象となつていくために、実証的研究が必要であるばかりでなく、教育実践にあつては現場の教育者との研究における協力を必要とする。これは現在教育学の成果を現実と組み合わせるにあつた重要な課題となつていく。これらの教育現実の研究は将来に待たねばならぬところがある。教育の科学的総合研究が進展すれば、若い学問である教育

学を格段に成長させるであろう。（海後宗臣）
【『教育学全集』全一五巻（七五五六小学館）教育課程 きょういくがく カリキュラム

の訳語として、第二次世界大戦後の教育改革のなかで急速に一般化した。カリキュラムという言葉は、もとラテン語で競馬場の走路やその上を走る馬車を意味した。教育の面に転用されて広く用いられるようになったのは、アメリカで一九二〇年代からのことである。その定義は、人によって異なり、まったく多様である。しかし、そのいずれについても、(1)目標 学校が生徒の身につけさせようとする資質や能力、あるいは、生徒をとおして実現しようとする価値に関する事から、(2)内容 学校がその教育目標を達成するために用いようとする文化財（教科内容）または経験（学習活動）、(3)形式 教科・単元・教材などを示さるべきところに位置づけることにより、教師や生徒の時間やエネルギーの配分を示した図式、あるいは、プログラムの体系の三つの要素を不可欠としている。したがって、教育課程とは、教育の目標を達成するために、選択された教科内容や学習活動を編成して、それらがいつ、どこで、いかにして教授し学習されるかを体系的に示した全体計画である。現在日本では、学校教育法施行規則により「教育課程の基準として文部大臣が別に公示する……学習指導要領によるものとする」とされている。
【種類】 大別して、主知主義のものと経験主義のものに分かれる。主知主義のものは *subject curriculum* は、学習する生徒と離れて存在する文化遺産としての知識を系統的に教授するため、学問の体系に合わせてたてられた教科の枠をもって学習の範囲（スコープ）を限定しようとするのに対し、経験主義のものは *experience curriculum* は、学習する生徒の主体性を尊重し、その興味や要求や目的の広がりや範囲や、生徒の学習の展開される場面の範囲をカリキュラムのスコープとし、人為的な教科にこだわるまいとする。そして厳密な教科をたてるものとそれをまったく無視するものととの間に、教師の能力やその受け持った訓練的背景、利用しうる教材・教具・施設などの現実的諸条件とあわせて考案された諸

学年別漢字配当表

第一学年	一右雨円王音下火花学氣九休金空月犬見五口校左三山子四系字耳七 車手十出女小上森人水正生青夕石赤千川先早足村大男中虫町天田土 二日入年白八百文木本名目立力林六 (76字)
第二学年	引雲遠何科夏家歌画回会海絵貝外間顔汽記帰牛魚京教強玉近形計元 原戸古午後語工交光行考高黄合谷国黒今才作算止市思紙寺自時室 社弱首秋春書少場色食心新親図数西声晴切雪船前組走草多太体台 池地知竹茶昼長鳥朝通弟店点電冬刀当東答頭同道読南馬買売麦半番 父風分聞米歩母方北毎妹明鳴毛門夜野友用曜米楽里理話 (145字)
第三学年	悪安暗医意有員院飲運泳駅園横屋温化荷界閑階角活寒感館岸岩起期 客究急級宮球去橋業曲局銀苦具君兄係輕血決果研言庫湖公向幸港号 根祭細仕死使始指齒詩次事持式実享者主守取酒受州拾終習週集住重 所暑助昭消商章勝乘植中身神深造世整線全送息族他打對待次第題炭 短着注柱帳調直追丁定庭鉄転都度投島湯登等動童内肉農波配燭免反 坂板悲美鼻氷表秒病品員部服福物平返勉放万味命面間役業由油有 遊予洋業陽様落流旅両緑礼列路和 (195字)
第四学年	愛案衣以困位委買印英米塩央億加貨課芽改械害各完完官漢管閑親願 希季紀喜旗器機議求救給拳漁共協鏡競極區軍郡型景芸欠結建健験固 功候航康告差萊最材昨刷殺參散產殘士氏史司姉試辞失借種宿宿順 初省唱照賞焼臣信真成清勢静席積折節説浅戦選然爭相倉想象速側続 卒孫帶隊逢單談治置貯腸低底停の典伝徒努燈堂働暑熱念敗倍飯飯飛 費必筆景標不夫付府副粉兵別辺変便包法望收末滿脈民約勇要養治利 陸良料量輪額令冷例歴連練老勞録 (195字)
第五学年	圧易移因永宮衛益液演往応恩坂果河過価質快解格確額刊幹慣軟眼基 寄規技義逆久旧居許境興均禁句訓群経潔件券険検網限現減故固護効 厚耕講講鉦混査再災妻捺際在財罪難蚤酸賛支示志師資似児識質會謝 授収修衆祝述術準序除招承称証条状常情織職制性政精製税責績接設 舌絶錢善祖素結造像増則測漏損退賃態困断築張提程敵過統銅導特得 徳独任燃能破批判版比非肥備儀評賃布婦富武復複編保募報豐防 貿暴未務無迷綿輸余預容率略留領 (195字)
第六学年	異遺域尙宇羽映延治可我仄街革拡闊割株干卷看勸簡丸危机揮責疑弓 吸泣供胸郷動筋系徑敬警劇穴兼憲権源蔵己呼誤后好孝皇紅降鋼刻較 骨困砂座濟裁策冊至私姿視詞誌磁射捨尺釈若需樹宗就從縱縮純純処 署諸將笑傷障城蒸針仁垂推寸是聖誠宣專染泉洗奏窓創層操蔵蔵俗存 尊宅担探段暖値仲宙忠着片北頂潮賃痛展党討糖届難式乳認腦腦泳拝 肺背俳班晚否批秘腹奮閉陰片補宝訪亡志棒枚幕密盟模失誤郵優幼羊 欲翌乱卵覽裏律臨臨論 (190字)

注 文部省「小学校学習指導要領」(1977改訂)による。＊は教育漢字以外のもの、他は教育漢字

種の型の教育課程がある。その代表的なものは、(1)相関型 correlation curriculum 既成の教科の枠組を認めながらも、その相互の間に学習の主題などによって関連をつけようとするもの、(2)広域型 broad-field curriculum 戦後の社会科学や理科のように、いくつかの既成の教科を融合して、より広い教科的な枠としたもの、(3)コア・カリキュラム core curriculum 必修の教科あるいは課程を中心とし、多くの選択できるコースを配したものの、などである。経験主義の極端なものには、有能な教師が、詳細な計画を立てることなく、ただ児童・生徒の興味のおもむくままに学習を展開してゆき、一つの単元に半年間もかけるものもあつたが、今日では世界的にみて、再び主知主義的傾向が大勢を占めつつある。

〔動向〕教育の内容が主として古典や經典によって構成されていた時代を脱すると、教育課程を進展する時代の要請に即応させることは、教育改革における重要な恒常的課題となつた。今日、科学技術の加速度的な進歩と国際関係の複雑化および、それに伴う社会生活の変化は、従来の教育に対する根本的な検討を促しつつあり、世界各国において、教育内容の現代化の試みが、今までに例をみない大きな規模でおこなわれている。そのなかで注目されるのは、新しい学科中心の教育課程 discipline-centered curriculum であり、これは、以前の教科中心の教育課程との外見の類似性にもかかわらず、その学科のなかに含まれている基本的概念の構造的な理解を強調し、発見的・探究的・実験的学習を重視し、学習過程における創造性を尊重するなどの点において、斬新な諸種のくふうがなされてい

る。なかでも、アメリカでおこなわれている P S C (物理科学教育委員会) や S M S G (学校数学研究会) ・ A I B S (アメリカ生物科学協会) ・ C H E M S (化学教材研究会) などの新教育課程の開発には、いずれも相当期間にわたり数百万以上の資金がつき、これまで以上に教科書その他の教材も作製されて、多くの学校で使用されており、日本を含む多くの国々に影響を与えている。〈岡津守彦 高村象平著「教育再建 新しい教育課程ができるまで」(古今文化総合出版)▽米教育協会著・伊東博訳「人間中心の教育課程」(九六・明治図書出版) 教育漢字 きょういじかんじ「当用漢字別表」(一九四八年二月一六日公布)に掲げられた八八一字の漢字の俗称。同表は、義務教育九か年の期間に読み書きともにできるように指導すべき漢字の範囲を定めたものである。政府は一九四六年(昭和二十一年)に「当用漢字一八五〇字を公布したが、これをそのまま義務教育における学習漢字とするには無理があるので、その中からさらに八八一字を選定した。しかし、漢字の学習指導順位については基準がなかったため、教育上種々の不都合な点を生じた。そこで、文部省は、五十七年七月「学年別漢字配当表」を発表して、教育漢字八八一字を小学校六か年間に配当し、読み書きの指導開始学年の基準を示した。

今日の公用文・新聞・雑誌をはじめ一般に広くおこなわれている文章は、主として当用漢字の範囲で書かれている以上、義務教育終了者も一応それが読解できることが望ましいので、五八年改訂の「中学校学習指導要領」では、教育漢字以外のおもな当用漢字に読み慣れ、その他の当用漢字も読めるようになることを目標とした。しかし、(1)中学校における漢字の学習負担が大きすぎる、(2)小学校のとくに低学年の漢字学習にまだ余裕があること、(3)教育漢字以外にも読み書きともに習得させたい漢字があることなどの理由から、義務教育期間における漢字学習を強化せよという声が大きくなり、六八年改訂の「小学校学習指導要領」では、各学年とも、従来の学年配当表に示された漢字のほかに一学年上の配当漢字の中から若干字をくりあげ、六学年では教育漢字外の当用漢字のうちから一五字を学習の対象に加えることになった。また、六九年改訂の「中学校学習指導要領」では、教育漢字を主として一〇〇〇字程度の当用漢字を使いこなすことが要求された。さらに七七年改訂の「小学校学習指導要領」では、九九年改訂の「小学校六か年間に配当し」(別表、八〇年度から実施することとした。なお、七九年に国語審議会が文部大臣に中間答申した「常用漢字表」では、学校教育用の漢字については別途の措置にゆだねることとし、審議会では字種・字数について提言はしていない。↓当用漢字(倉賀秀人教育基本法 きょういじかんじ)は第二次世界大戦後の日本の教育の基本を定めるべく、一九四八年(昭和二十三年)に出された法律。その前文

には「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とある。これからもわかるように、この法律は、日本国憲法との密接な関係において制定されたものである。

前文は、右につづいて「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」といい、一条（教育の目的）では「教育は、人格の完成をめざし、平和な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」といい、二条（教育の方針）では、教育の「目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」という。

けれど、人間の尊厳とか、個人の価値とか、教育的価値として公権力によって確認されたのは、日本ではこのとき初めてである。この価値を含めて、ここには明白に価値観がある。法律によって価値観を定めるということには問題があり、その論議もあったが、一つにはこの法律が日本国憲法と不離の関係にあること、また一つには、それが戦前の教育勅語の価値観に代わるものを提示する必要性に応じなければならなかったということから、そのことは説明されうであろう。

以下、三条教育の機会均等、四条義務教育、五条男女共学、六条学校教育、七条社会教育、八条政治教育、九条宗教教育、一〇条教育行政となっていて、教育の各側面の基本原則を述べる。一条（補則）には、これら諸条項を実施するために必要な場合には、適当な法令が制定されなければならない、とあるが、事実、学校教育法・社会教育法等々の法律が制定されている。これまで述べてきたような意味をすべて含めて、この法律は準憲法的性質をもつ、という説もある。

格をもつ、という説もある。

とりわけ一〇条（教育行政）では、一項「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」、二項「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」といわれており、教育行政当局が不当な支配の可能な主体として戒められていること、また教育行政の任務が教育の条件整備にあること、ぎゅくにいえば教育行政が教育内容の権力の統制をなすべきでないといわれていることは重要である。なお、日本にとって画期的な公選制教育委員会制度は、この条の趣旨を実現する機構として創設された。

教育委員会はアメリカの教育行政制度の基底をなすものだが、このことからわかるように、教育基本法は、「アメリカ教育使節団報告書」の影響を受けて立法され、アメリカ民主主義の教育思想をくんでいるが、一方、日本国憲法の平和主義を受けているので、さらに高い思想的次元にあるといえよう。

政府は、この法の制定当時はその趣旨の普及に努めたが、やがて態度が変わり、改変を試みるようになる。一九五六年には、その改変を議する審議会を設けようとし、その法案は流れたが、この年、教育委員会は任命制に改められた。今や、教育基本法を支持するのは、日本国憲法支持の場合と同じく、革新勢力側・民間教育運動側である。（宗像誠也）

宗像誠也編『教育基本法』（公・新論社）
▽鈴木英一編『教育基本法文獻選集』全八巻（一九七七年、学陽書房）▽田中耕太郎著『教育基本法の理論』（公・有斐閣）

『教育基本法の理論』（公・有斐閣）
教育行政 きょういくけいせい 教育に関して国または地方公共団体がおこなう行政。教育行政は国民教育制度の成立をはじめ、教育の歴史的發展に伴い、教育に必要な社会的条件が、公権力によって満たされてくる過程である。この過程は教育を受けた国民の権利、教育機会の普及と均等、教育費の公共化、教育の宗教的・政治的中立性を実現してくる近代教育の特徴を形づけてきた。同時に、この過程はそれまでの宗教団体にかわって、国家がその階級的基礎にもとづく教育統制を貫い

てくるのであるから、教育行政は国家の性質によっても規定される。ここから生じる教育上の諸問題は、科学的な教育研究の対象とされる。この意味での教育学の対象となる教育行政は狭い固有の意味の行政にとどまらず、教育に関する各種の立法の行為や、司法権の作用を含んだ広い意味のものである。

（内容）教育行政の内容はいくつかの角度からみることができる。法的性質からみると、義務就学制の履行や学校閉鎖命令に代表される権力作用としてのそれと、教育・文化への保護助成、教育施設の設置や管理運営、基準の設定や専門的指導などに代表される非権力的な作用からなる。教育行政の特質は教育そのものの価値的・文化的性質にかんがみて、非権力的な活動の中で発揮される。

教育に対する役割の性質から、教育行政を内的事項（教育課程行政など）と外的事項（施設の設置・管理や教育財政など）にわけて考えることは意義がある。教育行政はその作用が及ぶ事柄に即して、教職員人事行政・教科書行政・学校管理など具体的に分類される。これらの教育行政の活動内容は、中央・地方の教育行政機関の職務権限に分類するとともに、中央のそれは地方教育行政に対する全般的方針の確定、監督、指導、基準の設定の立場にたつ。国のおもな教育行政機関は文部大臣であり、地方のそれは都道府県、市町村、特別区、市町村組合の教育委員会である。

（問題点）第二次世界大戦前の教育行政は極端な教育の官僚統制と権限の中央集権を特色としていた。戦後『教育基本法』がつくられ、その第一〇条に「教育行政は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負っておこなわれるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な条件の整備確立を目標として行われなければならない」と明記された。この立法の精神から教育行政の民主主義・地方分権・中立性を実現するため教育委員会制度がつくられた。しかし、現状はその実現には遠く、とくに教育に関する思想上・価値観上の問題に対する国の教育行政が権力化していることは大きな問題とされている。↓教育

政策

教育刑

きょういくけい

刑罰の本質を犯人の教育、社会復帰と解する立場を教育刑論という、このように理解された刑罰を教育刑とい

う。応報刑と対立する用語でところから、目的刑とも呼ぶ。教育刑論は、一九世紀のヨーロッパで自然科学の発達に伴って主張され、その後日本にもかなりの影響をおよぼし、刑罰制度の改善や、刑罰とくに刑務所内における自由刑の執行方法の合理化を促進するのに力があつた。↓応報刑

教育研究所

きょういくけんきゅうじょ

research for educational research 教育の発展・改善・普及などを目的とした調査・研究をおこなう施設。その成果は教育政策、教育行政、教育現場の実践活動などに役だてられる。また、教員の現職教育のための研修の場としての役割も大きい。一般には独立の機関として設けられるが、なかには大学の付属機関となっているものもある。名称を研修所とかセンターと称しているものもある。

日本では、全国に約三〇〇の研究所在るが、一九七一年現在、国立一、都道府県立四七、市区立八九、郡町村立一四、民間教育機関二四、合計一七五の研究所在る。全国教育研究所連盟を結成している。研究の成果は、紀要・所報などの形で刊行されている。研究領域は、学習指導・生活指導・教育評価・幼児教育などのほか、教育原理・教育行政・社会教育にまで及んでいる。問題としては、研究所の行政的位置づけや研究費が十分でないこと、専任の研究員が少なく、身分・待遇が不安定であることが指摘される。また、長期的な研究計画の設定、共同研究の推進、教育現場との結びつきの強化が望まれている。

外国では、NEA（全米教育協会）の研究部門をはじめとして、もつとも普及しているのがアメリカである。西ドイツのマックス・プランク財団の教育研究所、フランスの国立教育研究所なども著名である。（手塚武彦）
教育研究全国集会 きょういくけんきゅうぜんこくしゅうかい 日本教職員組合（日教組）が一九五一年（昭和二六）以来毎年ひらいている教育研究集会（略称、教研集会）。日教組は

結成以来六三制の完全実施や教員の生活難解消など、労働組合として果たすべき仕事に取り組んできたが、四九年一月の第六回臨時大会で、本部から独自の教育研究活動をおこなうという案がだされた。このときは討議も不十分だったが、朝鮮戦争の勃発や講和条約とそれをめぐる論争のなかで、平和と民主主義のための教育をもとめる声が強くなり、一年五月の第八回定期大会で、教育文化の問題を政治・経済などの問題との関連でとらえ、働くものの解放のための教育文化の建設を目標として教育研究活動に取り組むことを決定した。こうして同年一月、第一回研究大会（のち「集会」と改称）が日光でひらかれ、「平和教育を如何に展開するか」「地域における六・三・三・四を通ずる教育計画と研究協力の組織化を如何にするか」など一一の分科会がもたれた。発足当初は、平和・独立・生産のための教育をめぐる論議が目立ち、参加教師について研究型と組合理型に分裂しているとの評もあったが、第四次（一九五〇）長野教研集会以降は、教科別分科会に力点がおかれ、日常的教育実践にもとづく発言が主流を占めるようになった。また、民間教育研究諸団体との交流も進められた。第九次（一九五〇）からは日本高等学校教職員組合（日高教）との合同集会となり、六〇年代後半以降は、進学率の上昇にもとづいて高校教育問題が重視され、高校教師による実践報告が増加している。なお研究討議の報告は『日本の教育』と題して発行されている。

（山住正巳）

橋書房

（一九九一）

【日教組編】『日本の教育第二八集』（一九九一）

【教育工学】『日本の教育第二八集』（一九九一）

教育の効率化をはかる研究分野である。研究領域には、四種類が考えられる。教育工学Ⅰ「理工学」の成果を利用して教育の効率化をはかる研究分野で、このなかに、教育工学Ⅰa（視聴覚的教育工学）「教材提示機構、たとえばスライド・テレビ・VTR・ハミルコンセプトフィルムプロジェクト・オーバーヘッドプロジェクターなどや訓練機器、たとえばパイロット養成シミュレーター・ドライブレコーダー・ラントゲジシミュレーター」の適用研究。教育工学Ⅰb（情報科学的教育工学）「コンピュータを利用した教育データ処理・教育情報検索・教育システムシミュレーションの研究がある。教育工学Ⅱ（行動科学的教育工学）「行動理論の成果を利用して効率的な教育内容の配列や教育方法を開発する研究分野で、学習プログラミングの研究や集団行動理論にもとづく集団編成などの研究である。教育工学Ⅲ（人間工学的的教育工学）「人間工学的な知識を利用して、有効な施設・設備・教具・教材を開発する研究分野である。↓プログラム学習 ↓バズ学習 （坂元 昂）

【坂元昂著】『教育工学の原理と方法』（一九七〇、明治図書）▽教育工学研究成果刊行委員会編『教育工学の新しい展開』（一九七〇、第一法規出版）

【教育公務員】『教育公務員法』の第一条に定める学校で、同法第二条に定める国立学校および公立学校の学長、校長（園長を含む）、教員、部局長、教育委員会の教育長および専門的教育職員（指導主事・社会教育主事）を指称する。すなわち、教育公務員特例法（昭和二十四年法律一号）で定める職員のことであり、その職務と責任の特殊性にもとづき、任免・分限・給与・懲戒・服務・研修・職員団体などについて一般の公務員とは違った取扱いを受ける。けれども、これらの職員は教育公務員という特殊な身分をもつものではなく、国立学校では国家公務員の、公立学校では地方公務員の身分を有する。したがって、教育公務員には国家公務員法や地方公務員法は一般法として適用され、教育公務員特例法は特例法として適用される。それゆえ、教育公務員の職務と責任については特例法の規定が優先して適用されるが、それ以外のこ

とについては一般法による。その主要なものを一、二例示すると、教育公務員の採用・昇任は一般公務員のように競争試験によらず選考としたこと、また大学については大学自治を尊重し、大学管理機関に対して大幅な権限を与えていることなどである。（伊藤和衡）

【教育財政】『教育財政』の教育費に関する国家・地方公共団体の財政活動のこと。教育財政によって支出される公教育費のうち、学校教育費は大きな地位を占めるので、学校財政ともいわれる。教育学研究としての教育財政は、公教育費制度、とくに義務教育の無償制度、教育費の傾向やコスト・オフの分析、教育費国庫補助金、教育予算をはじめ教育財政事務、奨学金、教育行政機関の財政上の権限などの項目について研究されている。

【教育財政の機能】教育史のうえで教育財政が問題になるのは、産業の近代化の発達につれ、統一的な国民教育制度として一般民衆の教育が組織され、就学奨励や、教育補助金などの公教育のための多額の財政資金が必要となってきたからである。本来、欧米では子弟の教育は親の基本的権利であると考えられてきたが、教育財政は教育に対する社会的要請の発展変化につれて、個別的な子弟の教育費が社会共同の経費として組織されたことを意味する。国家は、国が設置した学校の経費を負担するばかりでなく、地方公共団体・宗教団体その他の団体が設置した学校の経費の一部を負担し補助することを通じて、教育の全国的負担の水準を維持し、また国家の目的に沿う特定部門の教育を振興したりして、教育統制をおこなう。また、国内産業の発達が不均等なために、地方団体の教育財政能力は不均等になるから、これらの教育財政能力の不均衡を調整することも、教育財政の機能である。

政治・経済の発達の成果であるとともに、他面では、将来にわたるこれらの発達の基礎である。*教育費は教育に対する社会・国家の関心の数量的なあらわれである。教育費と国民生活との関係は密接である。教育投資論は教育費もしくは教育をうけた人材が利潤を生む特定の社会機構にふれたない点で問題がある。国民生活に対する教育財政の意義は、特定の社会関係に即して科学的に究明されなければならぬ。また経済的角度ばかりでなく、政治的にも、文化的にも総合的に考えられなければならない。（五十嵐 順）

【教育実習】『教育実習』の教職課程の一部として実際の教育作用（多くは学校教育）を、付属学校や協力学校で、観察・参加・実地授業などの方法により体験的に履修すること（養護教諭に関しては養護実習）。教員の免許状取得には必修で、種別ごとに単位数が定められている（教育職員免許法施行規則）。専門的な教員養成機関では、最低必要単位数以上の時間をあて、また、事前に長期の授業観察などを施す。そのほか、充実改善のためには、教職課程における有機的位置づけ、とくに教科教育論や学校・学級経営論との関連、指導教官組織、実習学校の編成、行財政的条件などの整備充実の課題がある。教職就任後の試補制度でその解決をはかる国もあるが、その場合、現職指導組織の整備が必要となる。↓教職課程

【教育社会学】『教育社会学』の教育現象を社会学的に研究する経験科学であり、社会学の一部門に属する。同時に、教育研究の分野では、教育心理学・教育生理学などとならんで「教育科学」の一つとされる。（中島直忠）

教育社会学は、欧米においては、一九世紀から二〇世紀初頭にかけて学問として成立した。初期の代表的学者としてはフランスのデュルケム、ドイツのクリーク、アメリカのペイン Enoch George Payne（一八七二—一九四四）らがおられる。今日、教育社会学研究が活発におこなわれているのは、アメリカとイギリス（一九三〇年代に成立）および日本である。日本では、大正末期から昭和初期にかけて

田制佐重（ハル―一九四）によるアメリカの教育社会学の紹介、蔵内数太（ハル―）による教育の文化社会学の考察があるが、教育社会学が教育研究において重視されるようになったのは、第二次世界大戦後である。とくに一九四九年（昭和二四）の新制大学の発足により教育学部に教育社会学講座が開設され、また同年末日本教育社会学会が結成されて以来のことである。同学会は、五一年以降機関誌『教育社会学研究』を発行し、今日会員は六〇〇名に近く、全国的規模で研究活動を推進している。

教育社会学の研究領域は、「理論研究」と「応用研究」とに分けられる。まず、理論研究としては、(1)教育政策の研究 一国の教育政策を決定する過程、その要因、浸透過程などを明らかにする。政党の文教政策、労働組合・政治団体などの教育的見解、国民の教育意識・教育世論などを分析し、その力動的関係を把握する。(2)教育制度の研究 学校教育制度・社会教育制度・各種職業訓練制度など広く教育行政・財政に関連する分野を対象とし、これらの形態・構造・機能を分析し、とくにその社会的側面を解明する。今日、教育人口、教育水準の国際比較、教員需給、入試制度、学歴・学閥などが研究されている。(3)教育慣行の研究 家族・近隣・地域社会・職業集団などの教育活動、マスコミによる教育活動、さらに学校教育・企業内教育・社会教育などのフォーマルな活動などを対象として、その社会的条件・機能・効果などを明らかにする。(4)教育過程の研究 教師と生徒、親と子などの具体的人間関係を通しておこなわれる人間形成の作用を明らかにする。(5)教育変動の研究 教育政策・制度・慣習・過程、さらにこれを含む教育構成体の変動を対象とする。

応用研究は、実践的課題を解決するためにおこなう研究であり、今日、学校・学級経営、青少年問題、地域組織化、地方教育計画、教育投資論などが対象とされている。《清水義弘『教育心理学』きょういくしんりかく 教育目標を達成するために、心理学の立場に立って、社会生活において教育的な内容を含んでいる諸問題を解決し、社会生活の改善のための原理

や技術を研究する学問である。したがって、学校教育のほかに、家庭教育・社会教育・産業教育などの領域も含まれる。

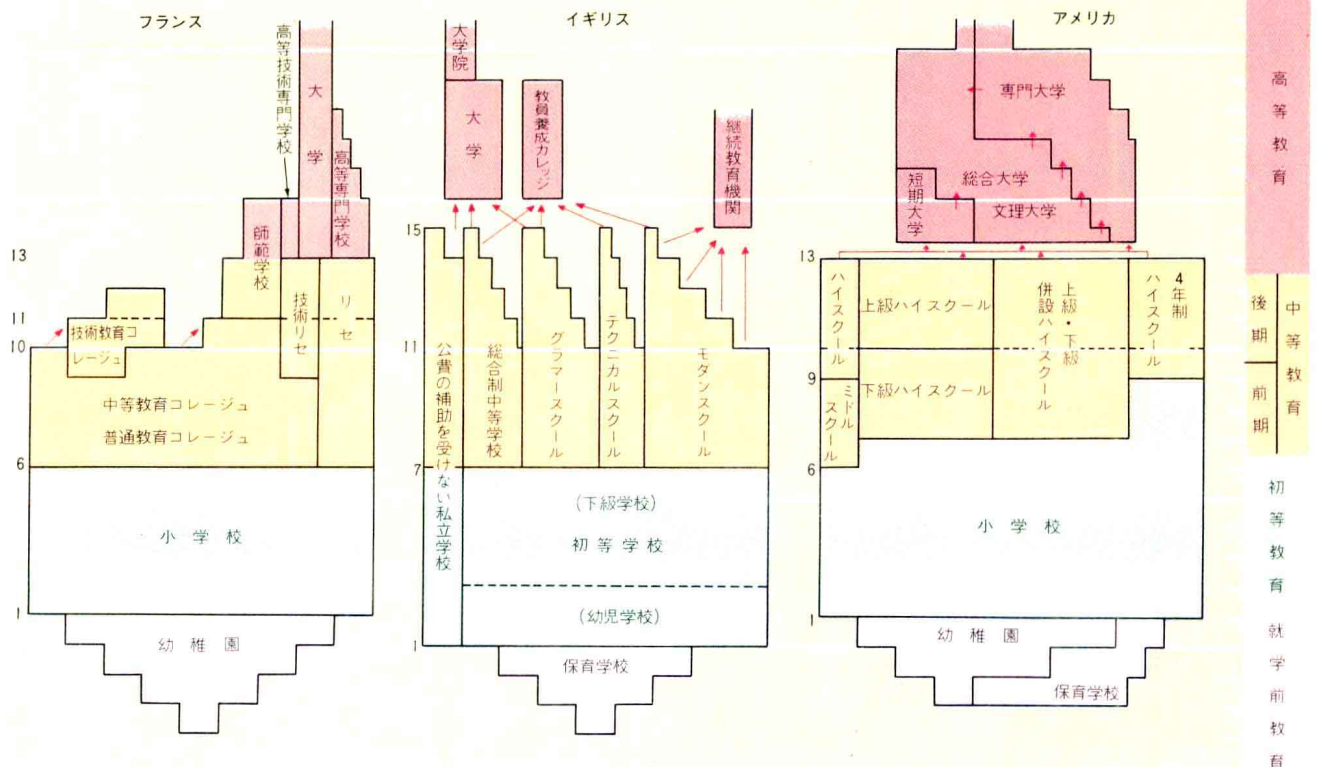
〔沿革〕ドイツのヘルバルトが、教育における心理学の役割の重要性について主張して以来、教育心理学の研究がさかになり、ヨーロッパだけでなく、アメリカにまでひろがっていった。初めのころは「発達」「学習」「個人差」などが研究対象になったが、その後、アメリカにおいては、個人差の問題に関連して、メンタル・テスト mental test の研究がさかになり、一九二〇年代には、その頂点に達した。ヨーロッパにおいては、そのころ、「児童心理学」の研究がさかになり、児童は、小さいおとなではない、という新しい認識のうえに、児童と成人との関係の問題として、教育心理学の研究が展開された。五〇年ごろから、アメリカでは、教育心理学のあり方に検討が加えられ、教育と心理学との関係、教育心理学の内容などについて、反省がおこなわれた。

日本においては、明治一〇年代に、ヘルバルト派の教育心理学が紹介され、以後、大正時代から昭和初期にかけて教育心理学の体系的著作が多くなった。第二次世界大戦後は、アメリカにおける教育心理学が流入し、当時の社会状況のもと、心理学ブームをまき起こし、この傾向は、形をかえて、依然として現在でも続いている。

〔領域〕教育心理学のおもな領域は、「発達」「学習」「適応」「評価」である。発達では、乳児・幼児・児童・青年の各時期の心理が研究され、学習では、主として記憶や思考の心理が研究され、適応では、正常と異常の心理、神経症や非行などの臨床技術が研究され、評価では、知能・適性・学力・性格などの測定、評価の技術が研究されている。学校教育が中心であったために、ほとんど学校に限られ、したがって領域の立て方も、教師の便に資する方向でなされている。

〔内容〕学校関係で、もっとも中心の問題になっているのは、教育課程はどうあるべきか、道徳教育はどうあるべきか、創造力の開発のためにどうしたらよいか、などであるが、創造力開発は今や家庭でも産業界でも、切実な

＜ 各国の学校系統図 ＞



問題になっている。家庭関係では、親子関係・兄弟姉妹関係の問題、家庭教育としての道徳教育の問題などが中心であり、社会関係では、青年団・婦人学級などが、新しい問題とされ、産業関係では、創造力開発のほかに、経営者、若年労働者の心理など、問題がつきつきと提出されてきている。

山口俊郎・沢田慶輔共編『教育心理学』（光生館）

教育政策 きょういくせいさく 階級・国家・教会・政党・労働組合などの教育に関する基本方針や計画のこと。教育機会の普及、教育人口の増大、教育財政経費の膨張、科学技術など、教育にとりいれられるべき学問の発達によって、全国的規模での統一的教育政策が不可避であり、しかもそれは国家の政治力や経済力によって実施されるのであるから、通常は国家の教育政策をいう。したがって、教育行政の基本方針と考えることができる。

教育政策は一面では社会の階級の利害にかかわるものであるが、それだけに反面では超階級的なものとして示されるから、教育イデオロギーとしての性格を含んでいる。

〔時代における教育政策の特徴〕 国家の教育政策は国民の宗教や言語、国家の国際関係や経済発展の程度などの諸要因によってさまざまな形をとって発展する。とくに国家権力の社会的性質、究極にはその社会の生産様式によって規定される。資本主義の初期には、教育政策は国家目的と公然と結びついているが、他面では教育に対する国家の干渉を避けようとする自由主義的基調がみられる。資本主義の一定の発達段階になると、教育の中立性が強調されるが、実際には植民地政策に教育政策が利用され、国内においても教育の中央集権的傾向や官僚の統制が目だってくる。

日本では一九四五年（昭和二〇）の敗戦以来、恒久平和、主権在民、基本的人権の尊重という憲法の三基本主義にもとづいて教育基本法がつくられたが、民主社会の形成のために教育基本法の趣旨を実現することは重要な教育政策の課題である。現在各国において科学技術の発展は後期中等教育や高等教育の改善を要請している。第二次世界大戦後、新しい独立民族や独立国家が成立したが、これら

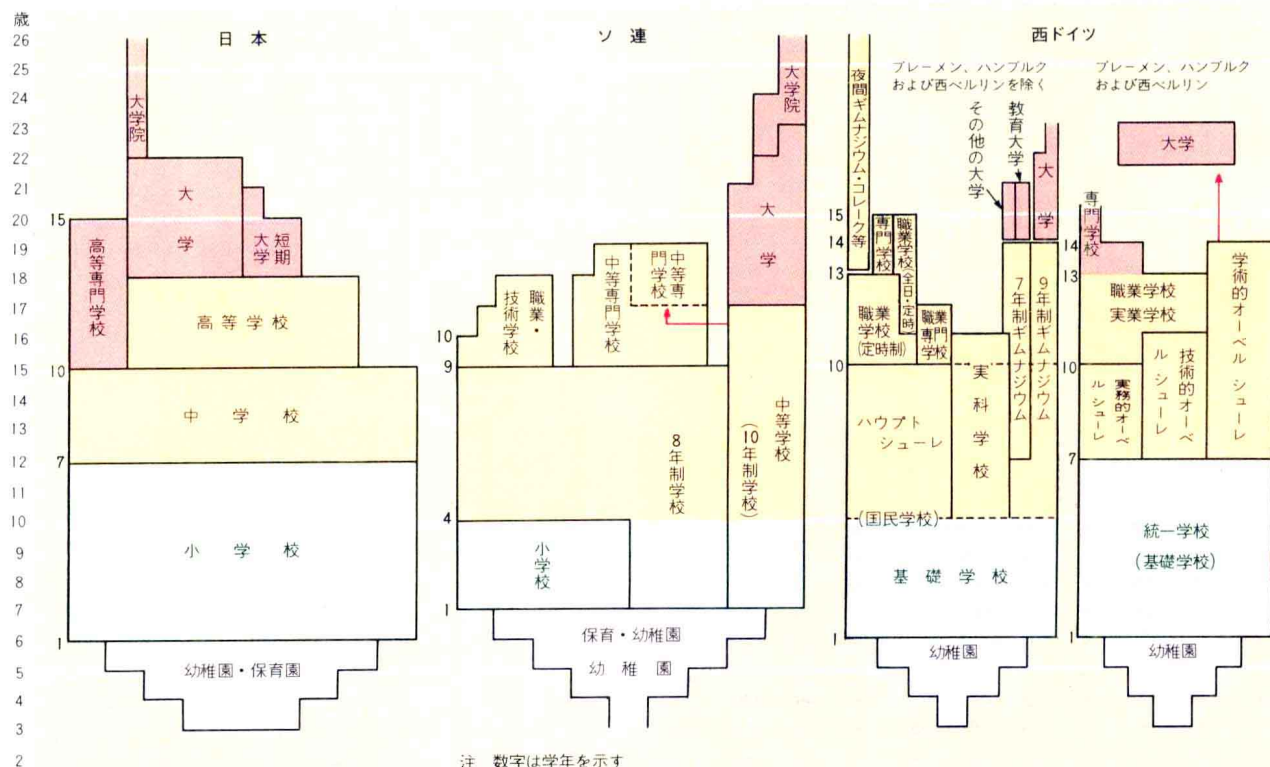
の国々では、民族の完全独立、自立的産業の建設、文盲の清算、基本的国語の採用などの課題に当面している。

田村栄一郎・潮木守一共編『現代社会の教育政策』（光生館）

教育制度 きょういくせいど 一定の法律にもとづいて組織された教育機関の体系を教育制度とよぶ。教育制度はそれぞれの国における人種・言語・政治・産業・宗教・イデオロギイなどの諸条件によって規定されることが大きく、そのため各国の教育制度はそれぞれ独自の性格を帯びている。近代的教育制度は国家の管理下におかれる傾向が強く、そのためにそれは国民全体を対象とする国民教育制度がその中核をなしている。教育制度の中心になるものは学校制度であるために、ふつう教育制度は学校制度と同義語に用いられる。教育制度は一般に初等教育・中等教育・高等教育の三段階に区分される。就学前教育は多くの場合、初等教育の一部とみなされ、職業教育は中等教育の一環となる傾向をもっている。教員養成も高等教育の一環となるのが一般の傾向である。義務教育は従来は初等教育に限られたが、一部の先進国では中等教育の段階にまで及んできている。

〔アメリカ合衆国〕 一般には六・三・三制の原則に従って、初等教育は六年制をとっているが、八・四制による八年制の小学校も相当にある。義務教育年限は州によってまちまちであるが、一般には六年の小学校と三年の下級ハイスクールとの九年間を義務とするものが多い。中等学校としては四年制のハイスクールとそれそれ三年制の下級ハイスクールと上級ハイスクールとがある。前世紀以来の四年制ハイスクールは、上下の二段階に分かれるハイスクールに改造されつつあり、北部と西部では、これが相当に進んでいるが、南部では四年制ハイスクールが多い。職業教育は多くの場合、総合制のハイスクールのなかの職業コースで授けられている。高等教育の機関は州立大学と私立大学との二種類からなっているが、ヨーロッパ諸国とちがって私立大学が大きな割合を占めている。歴史の古い大学はいずれも私立大学である。短期大学はアメリカ特有の学校として発

教育制度



達したもので、二年の課程で文科および理科の教養を与えることを目的としている。教員養成にあたる学校としてはティチャーズ・カレッジとリベラル・カレッジがある。

〔イギリス〕現行の学校制度は一九四四年の教育法によってその基礎をすえた。この教育法は、初等教育（五～一二歳）と中等教育（一二～一五歳）を義務教育としてすべての国民に課することになった。初等学校は幼児学校（五～七歳）と下級学校（七～一二歳）とに分かれる。このほかに就学前教育にあたる保育学校（二～五歳）がある。中等教育機関としては、グラマール・スクール・テクニカル・スクール・モダン・スクールの三種類の学校があり、グラマール・スクールはアカデミックな性格をおり、古典・近代外国語・自然科学などを中心とする一般教育を課する。テクニカル・スクールは農業・工業・商業などについての産業教育の機関となっている。モダン・スクールは一般教育と実務教育とを授ける。一歳で初等教育を終了すると、生徒は試験を受けてグラマール・スクールもしくはテクニカル・スクールに入学するが、それ以外のものは自動的にモダン・スクールに入学することになる。一歳で生徒の将来を決定することの不合理なことを是正するために設けられた総合制中等学校では一年の途中もしくは二年から、古典コース・技術コース・近代コースに分化する制度をとっている。これらのほかに公費の補助をうけない私立学校として、長い伝統をもつパブリック・スクールがある。義務教育終了後に中等学校を離れた青少年のために、継続教育とよぶ多種多様な教育機関が設けられている。夜間または昼間の定時制で職業技術教育を課している。高等教育機関としては総合大学と上級技術者を養成する上級技術カレッジがある。初等教員は教員養成カレッジで、中等教員は大学卒業後一年間の教職課程をへて養成される。〔フランス〕一九五九年に教育制度の大改革が実施され、現行の制度ができた。就学前教育にあたる幼稚園（二～六歳）の教育は、義務制ではない。初等教育は五年制の小学校（六～一一歳）でおこなわれ、これを終了すると各種の中等学校に進むことになる。中等

教育機関にはリセ（一一～一八歳）、技術リセ（一三～一八歳）、普通教育コレージュ（一～一六歳）、技術教育コレージュ（一四～一七歳）、中等教育コレージュ（二一～二四、一五歳）の五種類の学校がある。リセは長期中等教育をおこなう七年制の学校で、その上級学年は大学入学資格試験（バカロレア）に対応して、文科・人文科学・社会経済科・数学・物理科学・応用数学・博物科学・工業技術科の五科に分化する。技術リセは職業教育にあたる中等学校で、中級技術者の養成にあたる。普通教育コレージュは初等教育終了者を入れる修業年限四～五年制の学校であり、技術教育コレージュは従来の職業補導所から転換した三年制の中等職業教育機関である。中等教育コレージュは次に述べる観察指導期（前期中等教育）に与えられるすべてのコースをもった総合制の中等学校である。リセ・普通教育コレージュ・中等教育コレージュの最初の四年間は観察指導期とよばれ、生徒の能力・適性を観察し、その結果にもとづいて進路指導がおこなわれている。高等教育機関には大学のほかに高等専門学校・高等技術専門学校があるが、高等技術専門学校は六五年の高等教育改革案によって設置された。〔ドイツ〕ドイツは現在、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）とドイツ民主共和国（東ドイツ）とに分かれている。西ドイツでは、ブレイメン・ハンブルク・西ベルリンを除く各邦ではワイマル共和国以来の伝統的な学校制度を保持している。初等教育にあたる学校として四年制の基礎学校（六～一〇歳）があり、その上に五年の課程をもつハウプトシューレ（二〇～一四歳）があり、両者をあわせて国民学校とよんでいる。義務教育年限はほとんどの州で九年で、国民学校の段階がこれにあたる。中等教育は高等学校でおこなわれ、そのうちのギムナジウム（一〇～一九歳）は九年制で、ドイツの代表的な中等学校である。実科学校（二〇～一六歳）は中小商人や下級事務者を対象とする六年制の中等学校である。職業教育にあたる二年制の職業専門学校、二～三年の定時制の職業学校があり、その上に全日・定時制の職業学校・専門学校がある。国民学校卒業後、他の中等学校に進学しない

場合には、職業学校に就学することが義務化されている。高等教育機関は総合大学と単科大学とに分かれ、教員養成は大学においておこなわれている。ハンブルク・ブレーメン・西ベルリンでは統一的新教育制度をとっているが、初等教育は六年制の統一学校でおこなわれ、中等学校は四年制ないし七年制の各種のオーベルシューレに分かれている。

東ドイツの学校制度は一九四六年のドイツ学校民主化法にもとづいて組織された。初等教育にあたるのは八年制の基礎学校（六～一四歳）で、その上に中等教育機関として四年制の中学校があり、近代語課程・数学・自然科学課程・古典語課程の三つの課程に分かれているが、経済建設の国家的要請に応じて、数学・自然科学課程が中等教育の中心の地位を占めている。五一年以降、中学校のほかに基礎学校と中間学校（二年制）とを合わせた一〇年制一般教育技術中学校が設けられ、六五年からすべての児童にその就学が義務化されている。定時制の職業学校は西ドイツの場合と同じ形で義務制になっている。全日制の職業教育機関としては専門学校があり、中級技術者の養成にあたっている。大学には総合大学と単科大学とがあり、教員養成は教員養成大学と教育大学とでおこなわれている。なお東ドイツには西ドイツと違って私立学校はいつい認められていない。

〔ソビエト連邦〕ソビエトの教育制度は一九五九年のフルシチョフの改革によって、四年制の小学校、八年制中等学校、一〇年制中等学校から構成され、義務教育年限は八年となった。第九次五年計画（一九七〇～七五年）で小学校三年、前期中等学校（八年制学校）五年、後期中等学校（一〇年制学校）二年の制度に移行した。いずれの学校に入学しても八年間の教育は義務化されている。国営の幼稚園制度をもつことはソビエトの独創である。職業教育機関としては中等専門学校と職業技術学校とがある。中等専門学校は工業・建設・運輸通信・農業・法律・経済・教育・保健・体育・スポーツ・芸術などの学校があり、修業年限は三年ないし四年である。高等教育機関としては総合大学と単科大学の二種類があり、修業年限は四年ないし六年となっている。

ソビエトの教育制度の特色は中等教育以上において夜間・通信教育が普及していること、そのため昼間学生よりも夜間・通信教育の学生が多いこと、初等教育の段階から労働教育の時間を大幅に取り入れていることである。〔日本の教育制度の成立と現況〕日本の教育制度は外国の制度を直訳的に模倣した一八七二年（明治五）の学制によって全国画一的に組織化される端を発し、七九年（明治一二）の教育令によって日本の実情に即応させるための試練をつみ、八六年（明治一九）の小学校令その他のいわゆる学校令によって、小学校・中学校・師範学校・帝国大学などの学校体系の基本となるものが成立した。明治三〇年代にはいって、高等女学校・実業学校・専門学校が制度化され、さらに一九二〇年（大正九）に高等学校が制度化されて、第二次世界大戦に至るまでの教育制度の系統が整備された。昭和年間にはいり、満州事変後の諸情勢にかんがみて、三七年（昭和一二）に内閣の諮問機関として教育審議会が設けられ、その改革方針にもとづいて四一年（昭和一六）から四三年にかけて、国民学校において義務教育八年制を実施すること、男子の青年学校教育を義務化すること、師範学校を専門学校に昇格させること、中学校・高等女学校・実業学校とあわせて中等学校として同格化することなどが実施された。

第二次世界大戦後の四六年（昭和二一）に米日したアメリカ教育使節団の報告書が日本の教育改革についてその基本方針を示した。これにもとづいて四七年（昭和二二）に教育基本法と学校教育法が制定され、新しい教育制度が実施された。六年制の小学校、三年制の中学校、三年制の高等学校、四年制の大学の中学校、三年制の高等学校、四年制の大学からなるいわゆる六・三・三・四制がそれである。従来初等教育だけに限られていた義務教育年限が、中学校の三年を含めた九か年に延長された。幼稚園は学校教育法によつてはじめて学校としての位置を与えられた。七〇年（昭和四五）現在で、五歳児の幼稚園在籍率は六一・四％になっている。

中学校・高等学校がいずれも男女共学を原則としたことも大きな変革であった。高等学校には全日制課程のほかに定時制課程・通信

制課程が設けられた。また高等学校には普通科と職業科が、職業科は農業・水産・工業・商業・家庭などに分かれている。高等学校への進学率は急速に上昇し、七一年（昭和四六）には八四・九％に達した。新学制による大学制度は旧学制による大学・高等学校・専門学校・師範学校などをあわせて四年制の大学に改編したものである。初等教員・中等教員の養成は、教員養成を目的とする大学だけでなく、一般の大学においてもおこなうことができるようになった。五〇年（昭和二五）から一部の大学に大学院が開設され、修士（二年）と博士（三年）の課程が設けられたこと、五〇年から短期大学が開設されたこと、六二年（昭和三七）から高等専門学校が発足したことが、その後の主要な制度上の改革であった。↓学校

五五年（昭和三〇）ごろを境とする技術革新の急速な進展と内外の情勢の急激な変化にともない、これらに対処する学校制度改革の気運が高まってきた。七一年（昭和四六）中央教育審議会は「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申をおこなった。四・五歳児と小学校一・二年生を対象とした幼児教育機関を創設すること、中学校と高等学校とを一貫した学校として多様なコース別・能力別の教育をおこなうこと、高等教育機関を五種類に分けることなどを骨子としており、この答申は多くの論議をよんでいる。〈細谷俊夫〉

須田八郎編著『世界の学校教育』（一九七〇）第一法規出版▽文部省編『教育指標の国際比較 各年版』（文部省）▽沖原豊編『講座現代教育学7 世界の教育』（一九七〇）福村出版

教育相談 きょういくそうだん 子どものよりよい発達や、適応をはばむ問題の解決のために、本人または親・教師などに対しておこなわれる相談。このような相談は、もともと実際上の必要からしだいに発展してきたので、一義的に定義づけることは、困難とされている。日本では、幼児のしつけのような家庭教育についての相談、中・高校生の勉学上の問題や進路問題に関する個別面接による指導助言、さらには登校恐怖症や夜尿症の子ども

に対する心理療法をも教育相談のなかに含めている。

〔教育相談機関〕日本においては、すでに一九一七年（大正六）ごろから教育相談所が設けられたが、今日では、国・公・私立大学付属の教育相談所（室）、公立教育相談所（公立教育研究所付属の相談室である場合が多い）、民間団体の教育相談所（室）で教育相談がおこなわれている。また、児童福祉法による児童相談所・少年鑑別所・職業相談所・精神衛生相談所などでも、それぞれ機関の性格に応じて教育相談をおこなっている。これらの相談機関は一般からの相談の申込みを随時受け付けている。公立の機関の相談は無料であるが、私立では有料のことが多い。なお、いずれにおいても秘密は厳守される。さらに、最近、文部省が「生徒指導の手びき」の刊行などによって、学校内で教育相談を実施するように指導していることもあり、学級担任教師や特別な相談専門の教師が教育相談をおこなう学校もふえている。

〔相談の方法〕相談のおもな方法としては、指導助言・情報提供のほか、非指示的（来談者中心）な相談（狭義のカウンセリング）がとられている。典型的な相談機関では、学校で指導（治療）が困難または不可能な情緒的な障害や人格上の問題をもつ子どもの診断および心理療法を、カウンセラー・精神科医・ケースワーカーなどの協力によっておこなっている。〈宇留田敏一〉

教育測定 きょういくそくどく educational measurement 教育事象に対し一定の規則に従って数量を付与することである。その代表的なものは、学業成績の客観的測定である。口頭試問や論文式試験などによる採点結果が教師の主観的判断に左右されることに疑問を感じて、イギリスのフィッシャーは一八六四年に尺度簿を考案し、アメリカのライスは二〇世紀にはいと教育測定運動の父とよばれるソーンダイクが「およそ存在するものはある量をもつて存在する。教育は人間における変化に

関係する。変化は二つの状態の差である。これらの状態はその生産物すなわち、つくられた物、言葉、行為などによって知ることがで

きる」と述べ、教育的生産物とくに教科の成績の客観的測定の必要性を強調した。ソーンダイクとその弟子によって考案されたものは、算数テストなど、各種の客観テストや綴字・図画・書写など各種の尺度がある。また知能検査も教育界に普及した。

〔測定の内容〕教育測定では、偏差値・指数（IQや学力指数など）・パーセンタイル・評定尺度値などによって結果を表示する。学力・知能・適性などは検査や評定尺度がつくられていて、客観的に測定することができ。しかし、教育測定は数値の表現を急ぐあまり人格の全体構造を要素に分解してしまい、客観的に測定しにくい領域はとりあげないため、教育に対する自覚が不十分であった。そこで一九三〇年（昭和五）ごろから教育評価が重視されるに至った。↓教育評価

橋本重治著『新・教育評価法総説』（一九七〇）金子書房▽岩原信九郎著『教育と心理のための推計学』（一九七〇）日本文化科学社

教育長 きょういくちょう 教育委員会に置かれ、教育事務の指揮監督のもとに、その事務局の事務を総括する専門的な職員。教育委員は地方住民のうちから選任される関係上、教育行政については素人であるから、その職務をおこなうには、教育長がこれを助言することになっている。その任命は教育委員会によっておこなわれるが、そのさい都道府県および指定都市の教育委員会の教育長については文部大臣の承認を、市町村の教育委員会の教育長については委員のうちから選ばれた者

について、都道府県教育委員会の承認をそれぞれ得ることになっている。〈中島太郎〉

本格的に始められたのは、欧米諸国でも二〇世紀になってからであり、とくにアメリカで隆盛をみた。日本でも、大正末期から昭和の初めにかけて、やや活発におこなわれたが、飛躍的な発展をとげたのは第二次世界大戦後である。学校でも、また行政機関でも、各種のおびただしい教育調査がおこなわれるようになった。

なかでも一九四八年（昭和二三）、CIE（民間情報教育局）と国立教育研究所（現、国立教育研究所）の共同でおこなわれた「日本人の読み書き能力調査」は、日本国民としてこれだけはどうしても読んだり書いたりできなければならないと考えられる現代社会生活を営むうえに必要な文字・言語を使う能力を調べたものとして、戦前・戦後を通じて規模のもっとも大きい調査であった。これらの教育調査は、たとえば文部省の「全国学力調査」にしても、教育の合理的な運営が必要となり、現状の問題点を明らかにし、将来の発展の見通しを立てるために、おこなわれるのである。〈渋谷恵一〉

教育勅語 きょういくご 一八九〇年（明治二三）一月三〇日に、日本の教育の基本理念を一定化する目的をもって発布された勅語。一九四八年（昭和二三）六月国会でその失効が確認されるまで、約五〇年間にわたって、教育政策や教育内容のありかたを規制してきた。

明治一〇年代から二〇年代にかけて、欧化主義や自由民権運動と儒教的皇国主義との対立を背景に、教育とくに徳育の方針をめぐる深刻な混乱が生じた。政府は一八九〇年（明治二三）二月地方長官などによる徳育振興の建議をきっかけとして、その收拾をはかることとし、文部省に徳育に関する「編纂」を命じた。文部省は最初中村正直に委嘱して草案を作成したが、その案を不満とした法制局長官井上毅、宮中顧問官元田永孚らによって別案の作成が進められ、この井上草案を骨子として同年九月成文がととのえられ、一月二四日天皇の裁可を得て三〇日発布された。勅語は全文三一五字で、三つの部分からなっている。まず、天皇制にもとづく君臣関係が日本の「国体ノ精華」であり、教育の根元

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ世カ臣民ク忠ニ
ク孝ニ徳心ヲ一ニシテ我カ臣民ク忠ニ
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ源流亦
此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ
相和シ朋友相親シ恭儉己レヲ博愛衆ニ及
ホシテ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ
ヲ成就シ進デ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一己ノ私慾ヲ抑メ
シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今通テ
ラス之ヲ中外ニ施シテ性ヲ成ラズ朕爾臣民ト俱ニ
拳拳服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

をそこに求めなければならないと規定し、次いで臣民の守るべき徳目を一四項列挙して、これら徳目がすべて「皇運ノ扶翼」に帰結する旨を述べ、最後に右の教育観が歴史をこえた不変の真理であると結んでいる。

勅語が發布されると、文部省はその謄本を全国の学校に下付し、祝祭日儀式や卒業・入学式などのたびに、莊重な奉読式を施行するように命じた。御真影と並んでその取扱いに厳重な配慮が求められたため、災害や失火の際、それらを守るために教員が殉職するという悲惨な「美談」が生じた。また修身や国史の内容は、この勅語の理念にもとづいて編成された。こうして教育勅語は、内容ばかりでなく、その存在自体によって、教育のありかたを呪縛したとされる。

教育哲学 きょういけいがく 以前は、「教育学」が一般に思弁的哲学的であったので、とくに教育哲学 philosophy of education, Philosophie der Erziehung といふ分野はなかった。しかし、一九世紀末ごろから、教育の経験科学的研究が台頭してきて、教育心理学や教育社会学をはじめ教育諸科学 sciences of education, pädagogische

Wissenschaften が相次いで分化するに及んで、教育を全体として、したがって「哲学的」に考究し、教育の本質的な意味と基本的諸問題の体系的究明を企てる努力が、教育学研究の内部でおこなわれるようになった。

このような努力から、教育哲学が形づくられる。以前の哲学的教育学は、教育とは何かという教育の本質ないし理念から、より具体的な諸問題、すなわち教育の目的・目標、教育活動の主体と対象および内容と方法、あるいは教育の場所と時期や、諸般の組織・制度、さらには教育政策に関する問題の演繹的解明を企てたが、現代ではこれらの諸事象の経験科学的研究がますます発展・分化してきたため、教育哲学の研究範囲のとりかたについて見解が分かれる一方、その立場もまた多様に分かれている。したがって教育の研究において、教育諸科学との関係をいかに考えるか、自身の固有な課題をどこに求めるか、わけても、いかなる立場と方法をとるかが、教育哲学の基本問題になっている。欧米では、とくにカトリック系の永遠主義 perennialism の教育哲学のほか、理想主義と経験主義、新实在論、プラグマティズムないし実験主義、マルクス主義、実存主義、論理の実証主義などの教育哲学ないし教育思想が分かれている。

第二次世界大戦後の日本では、あとの四者と実験主義から出てきた改造主義的教育哲学が、比較的目だっている。しかし、ある特定の哲学によって、教育哲学の体系化を企てている人は比較的少なく、多くの人は多かれ少なかれ折衷的な立場をとっているようである。これは、日本で土着の学派がほとんどないこと、海外思想の摂取が依然としてさかんなことによるが、教育の全体ならびに基本問題が一つの哲学で十全には究明されにくいためでもある。なお現代の教育哲学は、現代の巨大かつ未曾有の社会変化、および科学・技術革命と文化変動に、教育はいかに対応すべきか、そして、このような現代に生きる人間に対して教育は何をなすべきかという、困難な問題に直面していることを、最後に強調しておこう。

教育統計 きょういくとうけい 集団における特

定の性質についての差異のありさまを記述する数的事実であり、教育現象を客観的・科学的・実証的に考察するためにかかすことができない。さらには測定したり、調査したりした一つの集団についての統計的取扱いは、より高次の集団に関することを推測したり、将来のこと、未知のことに対して計画をたてたりするために役だっている。

教育問題の統計的解答は大きく三つの部門でなされている。(1)教育行政を担当する機関がおこなうもので、教育行政に合理的な指針を求めるためにおこなわれ、教育施策に反映することを旨としている教育行財政統計である。(2)教育研究者が教育研究の方法として、統計的手法を活用するときおこなわれる教育研究統計である。(3)教育実践者がおこなう学習指導のための統計、学級・学校経営のための統計といった教育実践統計である。なかでも学校身体検査の報告による学校保健統計は毎年文部省の指定統計とされて、児童・生徒の健康管理対策に役だてられている。このほか教育人口の予測、教育投資論、教育計画論のためにおこなわれている。

教育費 きょういくぎ 教育費または教育経費とは、国や地方公共団体もしくは学校法人などがその教育計画を有効に達成するために支出するところの貨幣価値をいう。経費は財政上一般に統治団体がその生存目的の達成のために支出する貨幣価値であると観念されているからである。国や地方公共団体が支出する教育費は、一般に公費（公教育費）と呼ばれ、これに対して父母が直接に支出する教育費を私費と呼ぶ。教育機能に従って教育費を消費的支出（一般行政費・教授費・補助活動費・維持費・修繕費・所定支払金）、資本的支出（債務償還費）というようにも分類されるが、また一般財政費における経常費と臨時費、人件費と物件費というような分類法もとられる。

教育費の負担区分については、実定法ではいわゆる設置者負担主義（学校教育法五条）が伝統的にとられてきているが、経済社会の発展に伴い、教育費は上級団体によってより厚く負担する傾向になってきた。日本の公教育費は国地方行政費総額の二〇・五％（一九六）を占め諸外国のそれよりも高い比率である。

公教育費の国民所得に対する比率は五％以上であるが、一人当たり国民所得は主要国に比して低いので、生徒一人当たり公教育費は少ない。一九六九年の国・公立学校の初等中等教育生徒一人当たり教育費は、アメリカは日本の約三倍、イギリスは約二倍、西ドイツは一・五倍、ソ連はほぼ同じである。

教育評価 きょういくひやうか 伊藤和衛

educational evaluation 児童生徒の学習や行動、児童・生徒をとり巻く教育的諸条件を教育の目的に照らして評価し、それらに価値的判定を与えること。教育評価は教育測定によって得られる数量的結果を教育目的に照らして解釈し、教育問題の解決に役だてようとする。したがって、教育評価は客観的測定を排除するものではないが、その資料の解釈と意味づけに重点をおく。教育評価は教育測定を包含したより包括的な概念である。

〔評価の基本的性質〕教育評価の目的は教育効果の向上を図るところにある。すなわち、(1)児童・生徒に対する学習指導の成果を高め、(2)彼らの人格や環境条件を理解してその生活指導や道徳教育を推進し、(3)彼らの知能・学力・適性・興味などの個人差を明らかにして、個性に応じた教育を可能にし、(4)彼らの自己評価を助けて、自己理解と自己改善の動機を与え、(5)教師の指導法や教育計画の有効性を吟味してその改善に資し、(6)学校経営の組織・計画・設備・管理を評価してその進歩改善を促進し、(7)指導要録や通知簿への記載や選抜・組分けなどの管理的機能を果たし、(8)教育の成果を具体的に示すことによって父母や地域社会の理解と協力を求めるのである。そのために、教育評価は次の特質を備えていなければならない。(1)児童・生徒の人格全体についてだけでなく、また一方に偏することなく評価するために、包括的でなければならない。(2)教育の過程は長期間にわたるものであるから、評価も継続的におこなわれなければならない。(3)個々の児童・生徒あるいは学級学校の特性に応じた適切な評価をするために画一的・固定的でない評価が必要である。(4)評価は分析的・診断的でなければならない。評価結果が適切な指導に結びつくような評価でなければならない。

こなわなければならないことを義務づけらる。いわゆる教育の「機会均等」の保障である。そのために教育基本法にもとづく学校教育法・社会教育法・私立学校法などを設けて

の）の修得者、または教育職員検定（主として上級免許状・臨時免許状の取得方法として使われる）の合格者で、欠格事由に該当しな

的知識がある者の生計手段か、または職人・主婦などの内職としておこなわれ、その社会的地位は低かった。この状況は一七世紀末のラ・サール、一八、九世紀のベスタロツチお

て組織された労働組合。日本では一九一九年（大正八）に組織された日本教職員組合啓明会にはじまる。第二次世界大戦後一時、教員組合運動は日本教職員組合（日教組）に統一

されたが、現在、日本高等学校教職員組合（日高教）・日本教職員連合会などに分かれてゐる。労働組合として組合員の社会的・経済的地位の向上をはかるほか、教育の専門職能団体として教育の調査研究をおこなうところに教員組合の国際的な特色がある。↓日本教職員組合

慶雲 きょううん 文武・元明兩天皇の代の年号。七〇四〜七〇八年（慶雲一〜五）。慶雲の瑞祥により七〇四年（大宝四）五月一日改元、慶雲元年となり、七〇八年一月一日に至り、改元して次の和銅元年となる。

『続日本紀』に、「慶雲元年五月甲午。西楼上慶雲見。詔。大赦天下。改元為慶雲元年」とある。

鏡映文字 きやうえいもじ 幼児期から小学校一年生のはじめのころ、子どもが文字を裏がえしに、ちょうど鏡にうつったような文字を書くことがある。「さ」を「ち」、「石」を「口」というように書く、これを鏡映文字、または「鏡書き」という。この時期には、ものの形をとらえるのに形そのものだけとらえて、その方向には無関心であるという特徴があるからだといわれている。幼児期的な現象であるが、はうっておいても自然に消えて、ふつうに書くようになる。

共益権 きやうえきけん 公益権とならんで、社員権の内容をなすもので、法人の目的を達成するために社員に与えられた権利。株主の議決権代表訴訟、その他会社法上の特殊な訴えを提起しうる権利は、その典型的なもの。

しかし共益権は、社員が社員としての資格にもとづいて有する権利であることを否認し、法人の機関としての資格において有する権限にすぎず、その意味で公益権と区別し、その行使は当然に法人の利益によって制約されるべきものとする見解もある。

共益費 きやうえき 法律上、同一の債務者に対する多数の債権者のうちある者が、総債権者の共同の利益のために費やした費用。たとえば、債務者の債務について時効を中断し、財産内容を明確にするために財産目録を調整し、あるいは強制執行をする場合の費用がこれにあたる（民法三〇七条参照）。そして、債権者の一人が共益費を支出した場合には、

一般の先取特権によって優先弁済を受けることができる（民法三〇六条）。

饗宴 きやうえん Symposium ギリシアの哲学者プラトンの中期対話篇の一つ。悲劇の優勝を祝つて詩人アガトンの家で催された饗宴の一部始終を、アリストテレスから伝え聞いたアポロドロソスが物語る形式をとる。集まった客たちは順番に恋愛の神エロスの賛辞を述べることになって、パイドロソ・パウサニアス・エリクシマコス・アリストファネスにつづいてソクラテスが、昔、巫女ディオティマに聞いた恋愛説を披露する。肉体の美の追求から魂の美の追求へと高まり、ついに美そのものの観照にゆくのが、恋愛の正しい過程だといふのである。そこへソクラテスの信奉者、アルキビアデスが酔つてはいってきて、エロソス礼賛を時ならぬソクラテス賢美に変えてしまう。

『饗宴』（久保勉訳・岩波文庫 山本光雄訳・角川文庫）

キョウオウ 「姜黄・薑黄」 *Curcuma arborescens* Salisb. ショウガ科の多年草。ハルウコンともいふ。姜黄・薑黄はウコンをさす場合もあり、とくに現代中国では逆にウコンを姜黄とし、キョウオウを郁金・鬱金としてゐる。熱帯アジア原産、インド・中国・東南アジアで栽培している。全形はウコンに似ているが、葉の下面に伏毛があり、四〜六月に花を開く点で区別できる。ウコンは八〜十一月に花を開くので、本種をハルウコンと称する。花穂は葉よりも早く生じ、広卵円形で、淡緑色の苞につつまれてその腋に数花をつける。上部の苞は幅がやや狭く、先は淡紫紅色となり、腋に花をつける。根茎の外面は淡黄色、内部は橙赤色で、樟腦のようなにおいがあり、これをウコンの代用にする。精油を六%含有し、組成はウコンと異なるが、黄色色素クルクミンを含有することはウコンと同じである。インドでは打撲傷や捻挫のときに外用する処方に加えられる。調味料に用いることはないという。

教王護国寺 きやうごこくじ 京都市南区の羅城門の東側にある真言宗東寺派総本山。東寺の通称で知られる。『東寺』

狂歌 きやうか 古来の和歌の形式のなかに

和歌にふさわしくない反古典的な機知や滑稽を読みこむもの。周知の和歌のまじりや、縁語・かけことばを複雑に組み合わせた技巧が多用される。機知や滑稽の和歌は『万葉集』の戯れ歌をはじめ少なくないし、落首などに狂歌に近いものがあるが、それらと違うのは、古典和歌を意識し、その権威を無視して言語遊戯にふける姿勢にある。

鎌倉室町のころ、きかんにおこなわれたことが知られるが、歌道の神聖をばかっている捨てが原則とされ、口から口へ伝承されるのがふつうだったから、書かれて伝存するものはきわめて少なく、鎌倉時代の晩月坊の『酒百首』など二、三を数えるにすぎない。それらは史前時代の潜在狂歌の偶然の露頭とみるべきであろう。

狂歌が文芸の一様式として表面に現われたのは、安土桃山時代から江戸初期にかけてで、以来、江戸末期まで流行したが、これを(1)京都の貴族および貞門俳人の狂歌、(2)大阪の大衆を中心とする浪花狂歌、(3)江戸の知識層を中心として起こった狂歌の三期に分けられる。最初の気運をつくったのは、傑出した戦国武将かつ歌道の権威者細川幽斎で、彼が狂歌をよくした影響により門下の貴族や雄長老・安楽庵策伝ら文人僧の間に流行した。ついでグルーブの一員だった松永貞徳がこれを民間で紹介することにとめたので、貞門俳人の多くは狂歌をよみ、半井卜養・石田未得・豊蔵坊信海らはとくに狂歌の名が高く、かなり広い層に普及した。

京都を中心とする初期の狂歌を大阪の庶民層に導入して大衆化し、浪花狂歌の大流行を起こしたのは信海の門人鯛屋貞柳である。彼は狂歌の性格をたどって『箔の小袖に細の帯』と称し、大阪だけでなく名古屋・広島その他の各地に普及させ、門流の盛大を誇ったが、和歌や古典の教養の乏しい大衆の参加により全般的に低調卑俗に陥り、初期狂歌の風格に及ぶべくもなかった。

江戸は市民の気風などのゆえか、さすがの浪花狂歌も波及しなかったが、江戸独自の諧謔文学が勃興するとともに、とくに狂詩の流行に刺激されて、若い知識層の武士を中心に狂歌への興味が起こった。唐衣・橋洲・四方

赤良（蜀山人）・朱紫菅江らがそれで、これに平秩東作・元の本網らの知識的町人が加わって、いわゆる天明狂歌の爆発的流行を迎え、一時は文芸界を風靡する観を呈した。天明狂歌は軽快な機知と奔放なよみ口を特色とし、これを代表するものが四方赤良だが、寛政の改革とともに隠退してからは天明調は批判され和歌への接近が唱えられ、鹿津部真顔のことは狂歌の名を俳諧歌と変えるに至った。改革のあらしの後に宿屋飯盛（石川雅望）は天明調復古を主張して反撃し、抗争対立したが、すでに狂歌は第一線文学の意義を失い、職業的狂歌師によって、ますます全国的に普及したもの、の、浪花狂歌との区別も失われつつ流行は明治にまで持ち越された。『浜田義一郎』

『日本古典文学全集46 黄表紙・川柳・狂歌』（七・小学館）▽『日本古典文学大系57 川柳狂歌集』（九六・岩波書店）▽

菅竹甫著『近世狂歌史』（三六・中西書店）

強化 きやうか reinforcement 補強ともいふ。パブロフが条件反射の実験で名づけた術語であるが、その後心理学にとり入れられ、いろいろな意味に使われている。古典的条件づけでは条件刺激につづいて無条件刺激を出すことをさす。たとえばベルの音につづいて肉片をイスに与え、ベルの音に唾液分泌を条件づけることである。道具的（条件づけでは反応が生じた後でその反応をふたたび起こす強化刺激を出すこと、たとえばスキナー箱でネズミがバーを押すと餌を与え、バー押し反応を条件づけることである。強化は一定の状態にある人や動物の反応を強めたり、変えたりすることであるが、定まった強化刺激がいつも反応を強めるのではない。食物を与えることは通常強化といわれるが、満腹時には空腹時のように反応を強めたり、変えたりはしない。学習理論で強化というときには特定の動因の低減（drive reduction）をさし、学習成立の必要条件と考えられている。広い意味では反応の強さの変化から推定した生体内の状態の一般的变化をさすこともある。

〔間歌強化〕intermittent reinforcement (IR) 反応ごとに必ず強化する手続は連続強化 continuous reinforcement (CR) といい、反応のあるものを不規則に強化する手